

改正 1-7

公的年金（老齢給付）

1 老齢基礎年金の受給

(1) 受給資格期間

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間（保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）として 25 年以上、原則満たす必要があります。1 か月でも足りないと受給できません。

受給資格期間 25 年を満たさなかった場合には無年金となりますので、これは大問題です。アメリカは 10 年、ドイツは 5 年、受給資格期間なしの国もあり、日本は年金受給のハードルが高いといえます。

■ 受給要件

保険料納付済期間＋保険料免除期間※1＋合算対象期間※2 ≥ 原則 25 年

↑

保険料未納期間・保険料猶予期間は含めない

※1 1-6 参照。なお、保険料猶予期間は、保険料免除期間ではなく、合算対象期間として扱います。

※2 別名「カラ期間」ともよばれ、受給要件判定の際には加えることができますが、年金額には反映されません。

赤字の個所を追記しました。